

審 査 基 準

令和7年6月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。 (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター及び飯田警察署：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署、飯田警察署及び塩尻警察署を除く。）：40日 (3) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：40日
申 請 先：1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター又は飯田警察署 2 即日交付を希望しない場合 警察署（長野南警察署、佐久警察署、飯田警察署及び塩尻警察署を除く。）、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：